

この「インターネットリサーチ業務委託約款」（以下「本約款」という。）は、GMO リサーチ株式会社（以下「当社」という。）がお申込者に提供するインターネットリサーチサービスの利用契約（以下「本契約」という。）に適用される。

第1条（契約の成立）

1. お申込者は、当社に対して本約款に同意する旨を明記の上、電子メールにて業務を発注することにより、インターネットリサーチ委託契約（以下「本契約」という。）の申込みを行う。
2. 当社は、本契約の申込みの日から5営業日以内に、申込みの諾否をお申込者に対して電子メールで送信するものとする。
3. 当社が本契約の申込みを承諾する旨を電子メールで申込者へ発信することをもって、本契約の成立とする。
4. 前項に関わらず、当社がお申込者の申込みに対し拒絶の意思表示をすることなく5営業日を経過した場合、本契約が成立したものとみなす。

第2条（請負契約）

1. 本契約の締結により、お申込者は、発注時のメールに記載されたインターネットリサーチにかかる業務（以下「本件業務」という。）を当社に委託し、当社はこれを受託する。
2. 本件業務の委託は請負契約とする。
3. 当社は、インターネットリサーチを実施する義務を負うものとするが、お申込者の売上高、利益が向上することまでは保証しないものとする。

第3条（仕様の確定）

お申込者が定められた期日までにインターネットリサーチの仕様の確定を行わない場合は、当社と協議のうえ、納品予定日を変更しなければならないものとする。

第4条（納品・検収）

1. 当社は納品予定日までにお申込者に対してインターネットリサーチの結果（以下「成果物」という。）を納品するものとする。
2. 当社が納品予定日までに成果物を納品できないと判断したときは、お申込者にその旨を申入れ、お申込者と協議のうえ、納品予定日を変更できるものとする。
3. お申込者は成果物の納入の日から5日以内に検収を行い、不合格である場合には、理由とともに当社に通知するものとする。
4. 前項の期間内にお申込者から当社に不合格通知がなされない場合、検収に合格したものとみなす。

第5条（委託料の支払い）

お申込者は当社に対して、本件業務の対価としての委託料を、支払期日までに支払うものとする。

第6条（再委託）

1. 当社は本件業務の一部を当社の責任において第三者に再委託することができる。この場合、当社はお申込者に対し、再委託先の行為について当社の行為と同等の責任を負うものとする。
2. お申込者は再委託先に対して直接指示等を行ってはならないものとし、万一再委託先の行為がお申込者の指示等に基づくものである場合、当社は当該行為につき前項の責任を負わないものとする。

第7条（瑕疵担保責任）

第4条の検収によっても発見できなかった瑕疵が、成果物の納入後1ヶ月以内に発見された場合、お申込者は当社に対して瑕疵の修補の請求ができるものとする。

第8条（権利侵害の保証）

当社は、成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。

第9条（損害賠償の範囲）

1. 当社が、本契約に関連してお申込者に対して負担する損害賠償責任は、いかなる場合も当社の責めに帰す事由により、お申込者が直接かつ現実に被った通常の損害に限られるものとする。
2. お申込者が本契約に関連して当社に対して請求できる損害賠償額は、本件業務の委託料の金額を限度とする。
3. お申込者が自己の責めに帰すべき事由により、当社に損害を与えた場合、当社はお申込者に対して、その損害（合理的な範囲の弁護士その他の専門家の報酬及び費用を含む。）について賠償請求することができる。

第10条（著作権の帰属）

成果物に関する著作権は、費用が支払われたときに、当社からお申込者に移転するものとする。

第11条（権利義務の譲渡禁止）

お申込者は、当社の承諾なく本契約から生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 12 条（秘密保持）

1. お申込者及び当社は、本契約の有効期間内及び本契約終了後 5 年間、本契約に基づき知り得た相手方の営業上又は技術上等の秘密及び個人情報を他に漏洩してはならない。ただし、次の各号に定めるものについてはこの限りではない。

- ① 既に公知である情報
- ② 秘密情報を受領した後自己の責めに帰すことなく公知となった情報
- ③ 第三者から機密保持義務を負うことなく取得した情報
- ④ 相手方から開示された情報によらず独自に開発した情報
- ⑤ 法令の定めに基づき権限を有する官公署から開示を要求された情報

2. お申込者及び当社は、本契約の内容を遂行する上で相手方の保有する個人情報を取得したり、又はお申込者から開示を受けたりした場合は、かかる個人情報を法令の規定に従って適切に保管するための合理的な措置を講ずるとともに、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示、漏洩、提供し又は使用させてはならないものとする。

第 13 条（インサイダー取引規制）

インターネットリサーチを通じて、金融商品取引法第 166 条に定められた「重要事実」に該当する情報を会話やアンケート等によって知り得る場合があるが、その重要事実を知り得た者が、その重要事実が金融商品取引法施行令の規定に従い公開された後 12 時間以内に関係会社の株式等の売買等を行い、いわゆるインサイダー取引規制違反として、金融商品取引法の規定に抵触した場合であっても、当社は一切責任を負わないこととする。

第 14 条（遅延損害金）

お申込者が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、遅延金額につき年 14.6%（年 365 日日割計算）の割合による遅延損害金を当社に支払うものとする。

第 15 条（保証）

当社は、お申込者に対し、成果物の市場性又は特定目的への適合性などいかなる意味においても、また、明示もしくは黙示の保証などいかなる方式においても、本契約に定める以外の保証責任を一切負わない。

第 16 条（解除又は解約に伴う措置）

当社の責めに帰さない事由により、お申込者が本契約を解約する場合は、当社に対して書面にて通知するとともに、契約金額に本件業務の進捗率を乗じた違約金を支払わなければならない。お申込者が本契約に違反し、当社より契約を解除された場合も同様とする。

第 17 条（無催告解除及び期限の利益喪失）

1. お申込者又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。

- ① 本契約に違反したとき
- ② 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき
- ③ 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
- ④ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
- ⑤ 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が 1 回でも不渡りになったとき、又は支払停止状態に至ったとき
- ⑥ 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき
- ⑦ 災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき
- ⑧ その他、資産、信用、又は支払能力に重大な変更が生じたとき
- ⑨ 第 19 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき
- ⑩ 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき

2. お申込者又は当社が前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を喪失し、相手方に対して負っている一切の債務を直ちに完済するものとする。

第 18 条（当社のグループ会社間の情報共有）

当社は、本契約により取得したお申込者に関する情報を、当社のグループ会社との間で共有することができるものとする。ただし、当社のグループ会社は当該情報を下記の各号に定める目的のみに使用できるものとする。

- ① 各事業における製品、サービスに関する情報提供
- ② 各事業における製品、サービスの販売、提供
- ③ セミナー、展示会、イベントのご案内送付
- ④ 製品、サービス等のサポート対応
- ⑤ お問い合わせ対応
- ⑥ 各種会員制サービスの提供
- ⑦ アンケート調査実施、分析
- ⑧ 契約の履行
- ⑨ 商談、打ち合わせ、連絡

第 19 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお申込者は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約する。

- ① 自己が反社会的勢力（暴力団員、暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）に該当していないこと
 - ② 反社会的勢力が自己の経営に実質的に関与していないこと
 - ③ 反社会的勢力を利用していないこと
 - ④ 反社会的勢力に資金を供給していないこと
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為を行っていないこと
2. 前項違反を理由に本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わないものとする。

第20条（残存条項）

本契約の終了後も第9条（損害賠償の範囲）、第11条（権利義務の譲渡禁止）乃至第17条（無催告解除及び期限の利益喪失）、本条、第21条（準拠法及び管轄合意）、第22条（協議事項）の条項は効力を有するものとする。

第21条（準拠法及び管轄合意）

1. 本契約の準拠法は日本法とする。
2. お申込者及び当社は本契約に関して生じたお申込者当社間の一切の紛争について、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第22条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本契約に関して生じた疑義については、両当事者が誠意をもって協議し決定する。

第23条（個人情報の取り扱い）

お申込者は、下記URLの当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意したうえで、本契約の締結を申し込むものとする。

URL: <https://gmo-research.jp/privacy>

第24条（約款の変更）

1. 当社は、1か月前までに当社のホームページ上で告知することにより本約款を変更することができるものとする。ただし、本規約の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又はお申込者の一般の利益に適合するような内容である場合、当社は直ちに本規約を変更することができるものとする。

2. お申込者が本規約の変更に同意できないときは改訂日までに当社に申し出ることにより本契約を将来に向かって、解除することができるものとする。
3. お申込者が改訂日までに本規約の変更に同意しない旨の申出をしない場合は、変更に同意したものとみなす。

第 25 条（不可抗力）

戦争、テロ行為、暴動、天変地変、法令の改廃・制定、公権力による処分・命令、同盟罷業その他の争議行為、輸送機関の事故、その他の不可抗力により、個別契約の全部または一部の履行の遅滞または不能が生じた場合、当社はその責任を負わないものとする。

第 26 条（分離可能性）

本契約のいずれかの規定が管轄を有する裁判所によって無効又は執行不可能と判断された場合、本契約その余の規定の有効性は影響を受けない。その際、本契約の当事者は、当該無効又は執行不能な規定の意図に可能な限り最も近い規定をもって、当該無効規定を置き換えるよう、誠意をもって協議するものとする。

2019 年 12 月 1 日 施行

2021 年 4 月 17 日 改訂

2023 年 12 月 19 日 改訂